

山梨県公報

第千三百二十八号

平成十四年

十月十七日

木曜日

目次

喫煙対策実施状況調査の実施	五五七
山梨県林業改善資金貸付基準の一部改正	五五七
道路の区域変更	五五八
建築基準法に基づく道路位置指定	五五八
公告	五五八
特定非営利活動法人の設立の認証申請	五五八
国土調査の成果の認証	五五八
公安委員会	五五八
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	五五九
遊技機の型式の検定	五六一

告示

山梨県告示第四百十三号

喫煙対策実施状況調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(昭和二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により、告示する。

平成十四年十月十七日

山梨県知事 天野 建

一 調査の目的

この調査は、職場における喫煙対策実施状況を把握し、今後の喫煙対策推進の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査事項

1 事業所の構成人員に関する事項

2 喫煙者数に関する事項

3 喫煙対策の内容に関する事項

4 喫煙が及ぼす健康影響及び分煙に関する知識に関する事項

5 今後の喫煙対策に関する事項

三 調査の範囲

1 調査地域

2 調査対象

3 調査の期日

4 調査の方法

5 調査の対象

6 調査の期日

7 調査の方法

8 調査の対象

9 調査の方法

10 調査の対象

11 調査の方法

12 調査の対象

13 調査の方法

14 調査の対象

15 調査の方法

16 調査の対象

17 調査の方法

18 調査の対象

19 調査の方法

20 調査の対象

21 調査の方法

22 調査の対象

23 調査の方法

24 調査の対象

25 調査の方法

26 調査の対象

27 調査の方法

28 調査の対象

山梨県告示第四百十四号

山梨県林業改善資金貸付基準(昭和五十一年山梨県告示第六百八十七号の二)の一部を次のように改正する。

平成十四年十月十七日

山梨県知事 天野 建

第一の表一の項貸付対象者の欄中「限る」の下に「。以下同じ」を加え、同表二の項を削り、同表三の項中「(資本の額若しくは出資の総額が千円以下のもの又は常時使用する従業員の数が三百人以下のものに限る。)」を削り、同項を同表二の項とし、同表四の項を同表三の項とし、同項の次に次のように加える。

四 木材安定供給促進資金

木材製造業者等との間において木材の供給に関する取決めを締結して木材の生産を行う場合において、当該取決めを締結に先立ち、必要な立木量を確保するため取得する立木の取得費用

個人である森林所有者、個人である森林経営の委託を受けた者、個人である森林所有者の協業体、素材生産業者、素材生産業者の組織する団体、森林組合、生産森林組合、森林経営を営む

会社、公有林経営市町村等
又は財団法人山梨県林業公
社

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第四百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局右和建设部において、この告示の日から平成十四年十一月七日まで一般の縦覧に供する。
平成十四年十月十七日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 一宮山梨線
- 三 道路の区域

区 間	新		旧	
	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
東八代郡石和町大字川中島字宮ノ東一〇番の四七地先から 東山梨郡春日居町大字小松字道徳八五五番 の一〇地先まで	一五・三 八三・五	三四〇・〇	六・五 二二・〇	三四八・〇

山梨県告示第四百十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二〇一号）第四十二條第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。
平成十四年十月十七日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の位置

- 東八代郡石和町唐柏字池田六〇八番一
- 二 道路の幅員
最大 六・〇一メートル 最小 六・〇〇メートル
- 三 道路の延長
四十二・七〇メートル

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十四年十月十七日

山梨県知事 天 野 建

- 一 申請のあった年月日 平成十四年十月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 子育て支援センターちびっこはうす
 - 2 代表者の氏名 宮澤由佳
 - 3 主たる事務所の所在地 甲府市宮原町百五十一番地五号
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、子育て中の親・子育て支援者に対して、育児支援に関する事業を行い、安心して子どもを生み育てられる社会の形成に寄与することを目的とする。

国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成十四年十月十七日

山梨県知事 天 野 建

- 一 調査を行った者の名称
三富村

- 二 調査を行った時期
平成九年七月三十日から平成十年三月三十一日まで
- 三 成果の名称
地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域
三富村大字徳和の一部地区
- 五 認証年月日
平成十四年十月四日

公安委員会

山梨県公安委員会告示第六十一号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十四年十月十七日

山梨県公安委員会

委員長 古 屋 忠 彦

別表第十中

四、九二九	県道栗合成田線	東八代郡御坂町成田一、一二八番地先（山梨県総合教育センター入口）	石和	平成十四年一月一日 告示第五七号
-------	---------	----------------------------------	----	---------------------

四、九二九	県道栗合成田線	東八代郡御坂町成田一、一二八番地先（山梨県総合教育センター入口）	石和	平成十四年一月一日 告示第五七号
四、九三〇	農道四九号線	中巨摩郡若草町藤田一、一三〇番地先（若草南小学校西側正門前）	小笠原	平成十四年一月一日 告示第六一号
四、九三一	県道上	北都留郡上野原町桐原六、四四二	上野	平成十四年一月一日

	野原のあき線（三番地先（桐原中学校西側交差点））
	原
	月一七日 告示第六一号

に改める。
別表第十四中

九七八	小町須奈道線	北都留郡上野原町四野原一丁目（上野原線交差点）	七四四	平成十三年三月一日 告示第九号
-----	--------	-------------------------	-----	--------------------

九七八	町須奈道線	北都留郡上野原町四野原二丁目（上野原線交差点）	一、三〇〇	平成十四年一月一日 告示第六号
-----	-------	-------------------------	-------	--------------------

一、五七	国道四号	塩山市上野原四、二五番地先（上野原線交差点）	四、〇〇〇	平成十四年一月一日 告示第五号
------	------	------------------------	-------	--------------------

六一、五 六八	町教 道線 文	一、 一〇〇	四、 〇〇〇	除 け を 引 く	四 〇	原 上 野	平成一四 年七月 一〇日 告示第 六号
六一、五 六七	町教 道線 文	一、 一〇〇	四、 〇〇〇	を 除 く	五 〇	塩 山	平成一四 年七月 一〇日 告示第 五号

に改める。

別表第十五中

三三〇	町小 道須 奈線	七四四	車両	終日	原上野	四・五九・八 一一三
野北 原都 郡上 野原 町上	野北 原都 郡上 野原 町上					

三三〇	町小 道須 奈線	一、 三〇〇	車両	終日	原上野	平成一四 年七月 一〇日 告示第 六号
野北 原都 郡上 野原 町上	野北 原都 郡上 野原 町上					

四三八 国道万 山梨市万力一、一〇 一、〇〇〇 車両 終日 日下 平成一四

四三九	町教 道線 文	一、 一〇〇	車両	終日	原上野	平成一四 年七月 一〇日 告示第 六号
四三八	敷力 線小 屋万	一、 〇〇〇	車両	終日	部下	平成一四 年七月 一〇日 告示第 五号

に改める。

別表第十六中

一九八	市上 線野 日原	四九	上野原	二九 九・七 ・四
北都 留郡 上野 原町 桐原 六	北都 留郡 上野 原町 桐原 六			

一九八	削除	上野原	平成一四 年七月 一〇日 告示第 六号
一九九	削除	上野原	平成一四 年七月 一〇日 告示第 六号

を に

一〇、四九七	町道	東八代郡石和町松本一、〇六六番地の先(石和駅前郵便局南側・北進車両)	石和	平成十四年一月一日 告示第五七号
--------	----	------------------------------------	----	---------------------

一〇、四九八	町道 証作北御	中巨摩郡敷島町中下条一、四八八番地の三先(佐野方面側・東進車両)	甲府	平成十四年一月一日 告示第六一号
--------	------------	----------------------------------	----	---------------------

一〇、四九九	市道	富士吉田市上吉田一、四一八番地の先(鮮魚大洋西側・西進車両)	富士吉田	平成十四年一月一日 告示第六一号
--------	----	--------------------------------	------	---------------------

一〇、五〇〇	市道	富士吉田市上吉田二、二一〇番地の先(平山保政方東側・東進車両)	富士吉田	平成十四年一月一日 告示第六一号
--------	----	---------------------------------	------	---------------------

一〇、五〇一	市道	富士吉田市上吉田二、二一〇番地の先(平山保政方東側・西進車両)	富士吉田	平成十四年一月一日 告示第六一号
--------	----	---------------------------------	------	---------------------

一〇、五〇二	市道	富士吉田市ときわ台一丁目四番一、二二号先(株共和組倉庫南側・南進車両)	富士吉田	平成十四年一月一日 告示第六一号
--------	----	-------------------------------------	------	---------------------

一〇、五〇三	町道 線川村奥割	南都留郡忍野村忍草一、四六六番地の先(間中宏之方南側・東進車両)	富士吉田	平成十四年一月一日 告示第六一号
--------	-------------	----------------------------------	------	---------------------

一〇、五〇四	町道 線川村奥割	南都留郡忍野村忍草一、三三六番地の先(長田勇三方南側・西進車両)	富士吉田	平成十四年一月一日 告示第六一号
--------	-------------	----------------------------------	------	---------------------

一〇、五〇五	町道	北都留郡上野原町桐原六、四四三番地の先(桐原中学校西側交差点南側・北進車両)	上野原	平成十四年一月一日 告示第六一号
--------	----	--	-----	---------------------

一〇、五〇六	市道 波野原線	北都留郡上野原町桐原六、四九四番地の先(桐原中学校西側交差点北側・南進車両)	上野原	平成十四年一月一日 告示第六一号
--------	------------	--	-----	---------------------

に改める。
別表第十七中

一〇、五〇七	町道 中央道南	北都留郡上野原町上野原九六八番地の先(矢房佳子方北側・西進車両)	上野原	平成十四年一月一日 告示第六一号
一〇、五〇八	町道 新石道舟	北都留郡上野原町上野原一、一五〇番地の先(上野原検問所南側・西進車両)	上野原	平成十四年一月一日 告示第六一号

三四一	町道 文教線	北都留郡上野原町上野原五原一、一〇〇番地の先(野原町北側・西進車両)	上野原	平成十四年一月一日 告示第六一号
-----	-----------	------------------------------------	-----	---------------------

三四一	町道 文教線	北都留郡上野原町上野原五原一、一〇〇番地の先(野原町北側・西進車両)	上野原	平成十四年一月一日 告示第六一号
-----	-----------	------------------------------------	-----	---------------------

八六三	町道 小部沢線	北都留郡上野原町上野原〇番地の先(野原町北側・西進車両)	上野原	平成十四年一月一日 告示第六一号
-----	------------	------------------------------	-----	---------------------

八六三	町道小	北都留郡上野原	一、三〇〇	車両	終日	上野原	平成十四年十月十七日
部沢奈須線	野原中入口交野原上野原	北都留郡上野原					平成十四年十月十七日
	野原中入口交野原上野原	北都留郡上野原					平成十四年十月十七日
	野原中入口交野原上野原	北都留郡上野原					平成十四年十月十七日
	野原中入口交野原上野原	北都留郡上野原					平成十四年十月十七日
	野原中入口交野原上野原	北都留郡上野原					平成十四年十月十七日
	野原中入口交野原上野原	北都留郡上野原					平成十四年十月十七日
	野原中入口交野原上野原	北都留郡上野原					平成十四年十月十七日
	野原中入口交野原上野原	北都留郡上野原					平成十四年十月十七日
	野原中入口交野原上野原	北都留郡上野原					平成十四年十月十七日

を
に改める。

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年十月十六日までとする。
平成十四年十月十七日

山梨県公安委員会

委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式名	製造業者又は輸入者名	検定番号
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRびよびよパイ G S	株式会社ソフィア	二〇〇五七四
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRびよびよパイ G S	株式会社ソフィア	二〇〇五九一

〇一番地	株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRびよびよパイ G S	株式会社ソフィア	二〇〇五九一
〇一番地	株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRびよびよパイ G S	株式会社ソフィア	二〇〇五九一
〇一番地	株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRびよびよパイ G S	株式会社ソフィア	二〇〇五九一
〇一番地	株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRびよびよパイ G S	株式会社ソフィア	二〇〇五九一
〇一番地	株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRびよびよパイ G S	株式会社ソフィア	二〇〇五九一
〇一番地	株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRびよびよパイ G S	株式会社ソフィア	二〇〇五九一
〇一番地	株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRびよびよパイ G S	株式会社ソフィア	二〇〇五九一
〇一番地	株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRびよびよパイ G S	株式会社ソフィア	二〇〇五九一
〇一番地	株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRびよびよパイ G S	株式会社ソフィア	二〇〇五九一
〇一番地	株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRびよびよパイ G S	株式会社ソフィア	二〇〇五九一